

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年11月8日（令和6年（行個）諮問第192号）

答申日：令和7年10月3日（令和7年度（行個）答申第94号）

事件名：本人に係る社会人選考採用試験の事務官一次選考審査票の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働局職員の社会人選考採用試験【係長級（一般職相当）】の第1次選考における開示請求者の成績（募集期間：特定年月日A～特定年月日B）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、特定年月日C付け特定文書番号により特定労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示された情報では内容が不明確で不採用になった状況がわからないため。

（2）意見書

まず、本件の不開示決定は違法な選考を行ったものであることから、その違法な選考を行った者について情報を開示し、国家公務員法により処分を行うべき案件であることを申し添えます。

「特定労働局職員の社会人選考採用試験【係長級（一般職相当）】事務官（共通）募集要項」によると、「②行政機関における一般行政事務等にかかる経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。」と記載されております。審査請求人は特定年月Dから特定年月Eまで特定労働局に約F年在籍し、ある事件で特定処分となりました。

また、「応募できない方」の期間はすでに経過しており、募集要項に

書いてある「行政機関における一般行政事務等にかかる経験」を十二分に満たしているにもかかわらず、第一次選考において除外したことは、主任評価者及び評価者の評価自体が違法な行為であり、そのことは、特定年月日G付け厚生労働省大臣官房地方課への「国民の皆様の声」（別紙（略））により回答されているとおり公正な選考を行い、その選考から除外されるものでないにもかかわらず、以前の処分を原因とした違法な選考の他ならないものである。そのため、本情報のすべてを開示し、その内容を明らかにするべきであります。

厚生労働省は不開示情報の該当性について意見を述べているが、選考自体が不当であり、そのすべてを開示しなければ審査請求人への不当な選考方法の状況がわからないことから、厚生労働省が主張する「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため～」と主張していることで不開示を維持することの理由とはなりえない。

以上により、今回の情報はすべて開示すべき事案である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、特定年月日H付けで、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、「特定年月Iに行われた特定労働局職員（係長級（一般職相当））について、公正な採用選考をおこなったとはおもわれなため、その選考情報について情報の開示を請求いたします。」（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁が、本件対象保有個人情報を特定の上、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、特定年月日J付け（特定年月日K受付）で審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

審査請求人は、本件請求保有個人情報に係る開示請求をしているところ、審査請求人本人に関する情報は、処分庁が実施した社会人選考採用【係長級（一般職相当）】（募集期間：特定年月日A～特定年月日B）において、処分庁が取得している。

当該社会人選考採用では、審査請求人に関して、第1次選考の経歴評定以後の選考を行っておらず、かつ、審査請求人本人から提出された応募書類はすでに処分済みで保有していないことから、審査請求人の求める選考情報は、第1次選考における審査請求人の成績であるものと解し、審査請求人本人に係る「事務官（共通）第1次選考（経歴評定）審査票」に記載された「特定労働局職員の社会人選考採用試験【係長級（一般職

相当)】の第1次選考における開示請求者の成績(募集期間:特定年月日A~特定年月日B)」として特定した。

当該文書は、社会人選考採用試験にあたり、第1次選考における経歴評価を行うに際し審査請求人の経歴の審査時に主任評価者1名及び評価者2名がそれぞれ作成した文書であり、民間企業における人事労務管理等に関する業務経験や、行政機関における一般行政事務に関する業務経験等の経歴に関する審査請求人への評価が記載されている。なお、上記のとおり、社会人選考採用試験にあたって審査請求人本人から提出された応募書類は選考後に処分済みであり、保有していない。

(2) 不開示情報該当性について

「事務官(共通)第1次選考(経歴評価)審査票」のうち「評価者氏名」、「評価項目」のうち評価者のコメント欄及び「項目の評価」欄並びに主任評価者が作成した「事務官(共通)第1次選考(経歴評価)審査票」の「総合評価」のコメント欄は、各評価者の応募者に対する評価及び評価に係るコメントが具体的に記載する欄であり、これらを開示した場合、応募者との無用な摩擦をさけるため、率直な記載をちゅうちょするなどにより、公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、応募者の態様を適正に把握しその能力・適性に応じた雇用管理を行うことが困難になり、処分庁における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分は、法78条1項7号へに該当するものとして不開示を維持することが妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求の主旨及び理由を「開示された情報では内容が不明確で不採用になった状況がわからないため」と主張し、開示を求めている。

しかしながら、法76条に基づく開示請求に対しては、上記3(2)のとおり、開示請求対象保有個人情報ごとに法78条1項各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は当該対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のことから、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であり、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年11月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月28日 | 審議 |

- ④ 同年12月16日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和7年9月16日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項7号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、「事務官（共通）第1次選考（経歴評定）審査票」（以下「審査票」という。）であり、1名の主任評価者及び2名の評価者の作成による計3つの審査票である。

(2) 不開示部分は、審査票共通として、「評価者氏名」欄、「評価項目」欄のうち評価者のコメント欄及び「項目の評価」欄並びに主任評価者が作成した審査票の「総合評価 ※主任評価者のみ記入」欄であり、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、これらの部分は、法78条1項7号へに該当し、不開示としたことは妥当である旨を説明する。

(3) 不開示部分は、主任評価者及び評価者それぞれによるコメント、評価の項目並びに主任評価者による総合評価が記載又は選択されるものとなっていることが認められ、主任評価者及び評価者の氏名を含めて、これらを開示すると、応募者との無用な摩擦を避けるため、率直な記載をちゅうちょするなど、公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがある等、処分庁における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記第3の3（2）の説明は、否定できない。

したがって、原処分における不開示部分は、法78条1項7号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1

項 7 号へに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号へに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子